

番号：150703

国名：キューバ

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト終了時評価及び基礎穀物生産技術普及プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月中旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 0.87M/M、合計 1.67M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	26日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	農業全般に係る各種評価調査
対象国/類似地域	キューバ/全途上国
語学の種類	英語(西語が出来れば望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キューバで実施している「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト（協力期間：2012 年 4 月～2016 年 4 月）」の終了時評価調査及び、実施予定の「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」の詳細計画策定調査を、2015 年 11 月～12 月にかけて実施予定であり、本件はそれらの評価分析を担当する。

以下で述べるとおり、実施予定の「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」は、実施中の「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」で取り組んでいる普及システム構築の成果を活用して普及員の人材育成強化を行うプロジェクトであり、実施中案件の後続プロジェクトとして位置づけられる。実施機関はいずれも農業省の穀物研究所であり、調査内容には重複も多いことから、2 案件の調査を合わせて実施するものである。

「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」終了時評価について

キューバでは、主食であるコメの一人当たりの年間消費量は約60kgである。しかし、国内生産量は需要を満たしておらず、2009年のコメの自給率は約36%（推計値）であり、残り64%を輸入に頼っている。このため、コメを増産し輸入量を減少させ、自給率を高めることが、キューバ政府の重要政策の一つとなっている。

我が国は、同国稲作面積の4割を占める中央地域5県における小規模稲作の生産性向上を目的とする協力の要請を受け、2003年10月から2006年2月まで、開発調査「中央地域における持続的稲作技術開発計画調査」を実施し、中部地域5県（シエンフエゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアピラ県、カマグエイ県）における持続可能な自由流通米の生産改善を実現するための開発計画の基本方針及び同計画を構成するアクションプランが策定された。同開発調査では、自由流通米生産における証明種子の利用率が約27%（2003年）と少なく、生産拡大を図るためには地域特性に適した優良品種の導入が急務であり、その導入はコメの増産という課題に対し速効性が期待できるとされた。また、自由流通米用の種子認証制度の改善の必要性が提言された。

同開発調査の提言を受け、2008年3月から2010年11月にかけて実施された技術協力プロジェクト「自由流通米証明種子の生産システムの強化プロジェクト」では、中部地域5県で、7トンの登録種子を生産する等プロジェクトの目標を達成した。しかしながら、より多くの稲作農家で証明種子が利用されるようにするため、登録種子の生産量の拡大と、種子生産農家の種子栽培技術能力向上及び生産された証明種子が一般生産農家に届くまでの一連の流れを改善することが次の段階の課題となっていた。

かかる状況下、キューバ政府より我が国に対し「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」が要請され、JICA は 2012 年 4 月より 4 年間の計画で技術協力プロジェクトを実施している。JICA はこれまで長期専門家（チーフアドバイザー/種子生産技術/種子収穫後処理技術、業務調整）と、短期専門家（普及/普及教材作成、農業普及）を派遣し、登録種子と証明種子の生産量増加、リーダー種子生産者の生産技術向上、種子検査員の技術向上に取り組むとともに、普及分野においては C/P 機関の穀物研究所を中心とした普及体制を試行的に整備してきた。

今回実施する終了時評価調査は、2016 年 4 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」詳細計画策定調査について

キューバでは主食のコメをはじめとして穀物の食料自給率が低く、穀物の約 75%を輸入に頼っており、農業開発を通じた自給率の向上が最重要課題となっている。キューバ政府は農業開発を推進するため、国策として食料増産・生産力向上に取り組んでいるが、その施策のひとつが、未利用農地を新規就農者に対して無償で貸与するという政令 259 号である。2008 年の施行以降、キューバ国内では小規模個人農家が急増しているが、これまで国营農場を中心に集団による大規模

農業生産が推進されてきたキューバでは、個人農家が農業技術を習得する機会が限られていることが課題となっている。農業生産を増大させるには、農家に対して技術習得の機会を提供する農業技術普及の仕組みを整備し、普及にかかる人材を育成することが急務となっている。

実施中の「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」では、コメの増産のために不可欠となる優良品種の証明種子増産支援を行うとともに、農業普及システムを対象地域で試行的に構築し、証明種子生産に関する各種研修や圃場実習等を実施している。今後は、プロジェクトで導入した種子生産技術が中部地域 5 県のみでなく他の生産地域に普及することが想定されており、その為には、試行的に構築した普及システムを中部 5 県以外にも拡大し、普及員の人材育成に取り組む必要がある。なお、普及システムが構築・強化されると、証明種子生産者のみならず消費用コメの生産者やその他穀物の生産者も広く裨益することになり、穀物増産を後押しすることが期待されている。

かかる状況下、キューバ政府から我が国に対し、穀物増産に向けた農業技術普及システム整備と人材育成を目指した技術協力「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」が要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、2つのプロジェクトについて評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

現地調査に於いては、インタビュー先や視察先が 2 案件で共通する部分が多いため、データ、情報収集を纏めて実施するなど、効率的な調査実施のための対応を図ることとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015 年 10 月中旬～10 月下旬）

「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」に係る業務

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM (Project Design Matrix) に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他キューバ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等へ参加する。

「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」に係る業務

- ①要請背景及び内容を把握する。
- ②キューバにおける過去の農業分野プロジェクトの内容・成果や当該分野に係る既存資料の収集・分析を行う。
- ③現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④相手国関係機関に対する質問票（英文）を作成する。（終了時評価と共通の宛先の場合は、纏めて作成する）
- ⑤PDM 案（和文・英文）、PO (Plan of Operation) 案（和文・英文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥対処方針会議等へ参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年11月上旬～12月上旬)

「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」に係る業務

- ①プロジェクト関係者に対して、終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ②キューバ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びキューバ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（和文）を作成する。
- ⑤合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑥協議議事録（M/M）（和文）の作成に協力する。

「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」に係る業務

- ①相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ②他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - (ア) キューバの農業分野に係る中長期計画と本プロジェクトの位置づけ
 - (イ) キューバ側実施機関の農業振興、とりわけ穀物生産や技術普及にかかる支援の実施体制（組織・予算・人員体制等）
 - (ウ) キューバにおける他ドナーの農業分野に係る主な援助動向
 - (エ) キューバにおいて農業技術普及を担う人材（計画・管理者、技術者）のニーズ及び、普及サービスの提供を受ける農家の現状（営農状況、課題、ニーズ等）
 - (オ) 実施中プロジェクトで構築された普及システムの現状（活動成果、課題等）
 - (カ) プロジェクト実施に係るキューバ側政府機関の予算措置、実施体制
- ③調査結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM、PO（和文・英文）、及びM/M案（和文・英文）とR/D案（和文・英文）の作成に協力する。
- ④評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑤現地調査結果の大使館等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年12月上旬～12月中旬)

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」の終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成すると共に、担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。
- ③「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」の事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力すると共に、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(4)のすべてとし、電子データで提出する。

「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」について

- (1) 合同評価報告書（案）（和文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」について

(4) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年11月8日～2015年12月3日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(コンサルタント)

エ) 通訳

なお、プロジェクト専門家の体制は以下のとおり。

ア) チーフアドバイザー/種子生産技術/種子収穫後処理技術

イ) 業務調整

③便宜供与内容

当機構メキシコ事務所(キューバを兼轄)、援助調整専門家(在キューバ)、及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

日本語⇄スペイン語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査に係るアポイントメントの取り付け

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

(TEL:03-5226-8420)にて配布します。

・中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト中間レビュー調査報告書(案)

・農業開発アドバイザー(個別案件)業務完了報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

・中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト詳細計画策定調査報告書(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000006575>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上